

こころの響き

わたしたちのまち堺から人権文化の花を咲かせよう!

❀ vol.36

堺市人権協だより

堺市人権教育推進協議会(略称:人権協)では、人権啓発の一環として市民の皆様へ人権のメッセージを発信するため、毎年「堺市人権協だより・こころの響き」を発行しています。

もくじ

- 1 ……人権協ってなに?
- 2 ……深刻化するネットいじめ その現状と大人の役割 (人権を守る市民のつどい)
- 3 ……部落差別の現状と課題 ～同対審答申50周年を迎えるにあたって～ (全体研修会)
ワールド・カフェ in 堺 ～こぴっと考えよう!人権問題～ (全体研修会)
- 4 ……高齢者の人権 (校区推進委員研修会)
ヘイトスピーチを許しません
- 5～6…「わたしからの人権メッセージ」入選作品紹介
- 7 ……人権クイズなど

編集
発行

堺市人権教育推進協議会(堺市堺区南瓦町3番1号 堺市人権推進課内)
TEL:072-228-7420 FAX:072-228-8070 E-mail:hibiki1@jinkenkyo.jp URL:http://www.jinkenkyo.jp



堺市人権教育推進協議会(略称:人権協)ってなに?



会長
金丸 尚弘

人権協の
活動に、ぜひ
参加して
ください!

人権協は、部落差別をはじめ、一切の差別のない
明るく住みよいまちづくりをめざして、1979年7月に発足
した市民組織です。

さまざまな人権啓発活動を通じて、すべての人の人権
が尊重される平和で豊かな社会をつくるための「人権
草の根運動」を推進しています。



加盟している団体と部会

- ・インターユース堺
- ・堺市教育会
- ・堺市更生保護女性会
- ・堺市こども会育成協議会
- ・堺市在日外国人教育研究会
- ・堺市自治連合協議会
- ・堺市社会教育委員会
- ・堺市女性団体協議会
- ・堺市私立幼稚園連合会
- ・特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会
- ・堺市青少年指導員連絡協議会
- ・堺市人権教育研究会
- ・堺市農業協同組合
- ・堺市PTA協議会
- ・堺市保育会
- ・一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会
- ・堺市民間保育園連盟
- ・堺市民生委員児童委員連合会
- ・堺商工会議所
- ・堺市立校園長会
- ・一般社団法人 堺市老人クラブ連合会
- ・堺市人権擁護委員協議会 堺市地区委員会
- ・堺地区行政相談委員会
- ・堺市保護司会連絡協議会
- ・社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
- ・一般社団法人 大阪府専修学校各種学校連合会
- ・自由同和会大阪府本部 堺支部
- ・第4学区8地区公立学校長会
- ・株式会社 URコミュニティ西日本支社 泉北住まいセンター
- ・部落解放同盟大阪府連合会 堺支部
- ・堺市人権教育推進協議会 企業部会
- ・堺市人権教育推進協議会 宗教部会



人権週間街頭啓発



人権協の役員を紹介します

- | | | |
|-----|-------|----------------------|
| 会 長 | 金丸 尚弘 | (堺市人権教育推進協議会企業部会) |
| 副会長 | 久保 照男 | (堺市自治連合協議会) |
| 副会長 | 山口 典子 | (堺市女性団体協議会) |
| 副会長 | 田中 斉 | (堺市PTA協議会) |
| 副会長 | 白本 忠史 | (堺市保育会) |
| 副会長 | 上田 昌克 | (堺市立校園長会) |
| 副会長 | 中川 高之 | (部落解放同盟大阪府連合会堺支部) |
| 副会長 | 谷 幸夫 | (堺市人権教育推進協議会宗教部会) |
| 会 計 | 柴田 惇子 | (堺市更生保護女性会) |
| 会 計 | 小倉美津子 | (堺市人権擁護委員協議会堺市地区委員会) |



「区民まつり」啓発活動



全体研修会



人権を守る市民のつどい



深刻化するネットいじめ その現状と大人の役割

2014年12月3日、「人権を守る市民のつどい」を開催しました。メディアジャーナリストの渡辺真由子さんをお招きし「深刻化するネットいじめ その現状と大人の役割」と題してご講演いただきました。豊富な取材経験に基づき、わかりやすい言葉でお話いただきました。

■ 携帯・スマホが「いじめ」を変えた

携帯電話・スマートフォン等を利用したネットいじめには、匿名性、非対面性、記録性と保存性、拡散性といった特徴があります。

インターネット上への書き込みは匿名ででき、相手を前にしていないため書き込みがエスカレートしてしまう場合があります。また、メール等にすぐに返信をしなかったという理由でいじめのターゲットにされる可能性も秘めています。

■ ネットいじめの手口

LINE（主にスマートフォンで使われる無料で通話やメールができるサービス）による誹謗中傷、自分のメッセージに誰も返事をしない既読無視、自分の知らない所で別のグループが作られてしまうLINE外しと呼ばれるいじめなどが行われています。

最近のネットいじめにおいては、いじめている様子を動画撮影し、その動画を動画共有サイトに載せてしまうというやり方をすることがあります。更に悪質な手口としては、性的ないじめです。いじめたい相手のわいせつな画像を撮影し、その撮影した画像や動画をネット上に個人情報とともに掲載するといういじめ方です。これは、被害者に非常に大きなショックを与え、過去には被害者が自殺に至ったケースもありました。

■ 子どもを守る対策

子どもたちにネット上の情報を、鵠呑みにするのではなく、信用できるのかできないのか、そういったことを自分で判断して活用する能力を養うネットリテラシー教育が必要になってきます。

個人情報を出さない。子ども向けの携帯電話、スマートフォンにはフィルタリングを必ず付ける。仲間内の利用のルールを決める。情報モラル教育、文字によるコミュニケーションの危険性を教えることが重要です。

■ メディアの影響

子どもはメディアの影響を非常に受けやすく、いじめのヒントを与えてしまうような番組、いじめ描写の偏り、暴力表現や性表現に関しても、子どもに対しての悪影響というものがあることが危惧されています。このようなメディアの影響に関しては、まず大人の側がメディアリテラシーを持つことが必要になってきます。メディアが発信する内容が正しいのか間違っ

ているのか、信用できるのかできないのかということをしつかり自分で読みといて、子どもに伝えていくということが重要になってきます。

■ 大人にできること

ネット犯罪に関する情報を学校や家庭で共有しようということがあげられます。子どもと話し合うということ、日頃からこのような情報を、子どもとの間で共有をして、自分もあなたのネット利用には関心を持っているんだよ、何かあったら

すぐ伝えて欲しいんだよということを、大人の側から積極的にアピールしていく必要があるわけです。それによって子どもが訴えやすい雰囲気や大人の側がつくっていく、これが大事になってきます。

また、大人の間にもいじめの被害者に対する誤解が多いです。主に3つの誤解があります。1つめは、いじめられる子

は、何かその子にも問題があるんじゃないかという考え方、2つめは、いじめられるっていうのは、弱い子なんじゃないかという考え方、3つめは、いじめられて死ぬぐらいなら誰かに相談すればよかったんじゃないかという考え方です。

いじめはいじめられる子に問題があるのではなく、加害者の認識の問題です。「僕は友だちを殴れない。殴ったら友だちじゃなくなるから。」そういう言葉を残して亡くなった子もいます。こういう子どもたちは弱い子ではなく、真の強さを持った子どもたちであると思います。いじめたいという欲求をコントロールできない人間的に未熟で精神的に弱い子どもたちがいじめる側の子どもたちです。また、子どもにもプライドがあります。大人がいじめられっ子に対するネガティブなイメージを持っている限り、相談しようとしません。特に自分の親だけには普通の子だと思っていてほしいという気持ちになります。

日頃から大人の側が、いじめの被害者に対する誤解を子どもに対して解いていくということが大事です。いじめられっ子は悪くないんだよ、いじめる側が100%悪いんだよ、いじめられるっていうのは弱いてことじゃないんだよ、いじめる側が弱くてかわいそうな子なんだよ、だからいじめられても堂々としていていいんだよ、ちゃんと打ち明けてくれていいんだよと、そういうことを大人の側が伝えていくということ、これが非常に重要になってくるということなんです。



部落差別の現状と課題

～同対審答申50周年を迎えるにあたって～

全体研修会から



同対審答申って何？

1961年12月に内閣総理大臣が同和対策審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問し、1965年8月に同審議会が答申したものです。前文、第一部、第二部、第三部、結語から構成されており、その前文において同和問題の早急な解決は「国の責務」であり、「国民的課題」であるとうたわれています。

2014年8月28日に開催した全体研修会では「部落差別の現状と課題～同対審答申50周年を迎えるにあたって～」と題して、一般社団法人 部落解放・人権研究所 名誉理事 友永 健三さんにご講演いただきました。

同和対策審議会答申は1965年8月に出されたが、長い年月をかけて討議をし、しっかりとした実態調査を踏まえたものである。この答申は、部落問題というのは決して部落の人たちの問題ではなく、国の責務であると同時に部落を差別している人の問題なので国民的課題だということを指摘した点で、画期的な意味を持っていた。

同和対策審議会答申の第三部では、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業・職業の安定、教育の向上、人権の擁護が総合的・計画的になされる必要があるということが示されている。この中で人権の擁護というところが一番遅れている。差別事象に対する法的規制が不十分であるために、差別の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり、差別それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果になっている。

差別撤廃の基本方策として、(1) 差別を法律で禁止する。(2) 差別の被害者を効果的に救済する。(3) 劣悪な実態を特別措置で改善する。(4) 差別観念を教育・啓発で払拭

する。(5) 独自性を認めて共生していく。(6) 差別撤廃と人権確立を困難にしている風習や法制度を見直す。以上のことが重要である。

2015年は、同和対策審議会答申50年、そして、国際的な条約の中で部落問題と関わりが一番強い人種差別撤廃条約に日本が入って20年の大きな節目となる。同時にこの年は、第二次世界大戦終結、日本の敗戦から70年の年でもある。だから日本は、戦争という問題、前の戦争というものをもとをどうとらえるか、どう反省するかが改めて問われることになる。そのときに一番大事な考え方は「差別をなくして人権を守ることが恒久平和につながる」ということである。

本当の平和をつくらうと思ったら、差別をなくして人権を守りきることが必要である。なぜなら、差別が間違っていて人権というものが大事だということが理解されたら、人間が人間を殺すことができなくなるからである。これが本当の平和＝恒久平和である。

ワールド・カフェ in 堺

～こぴっと考えよう!人権問題～

第二部では「ワールド・カフェ in 堺～こぴっと考えよう!人権問題～」をテーマに、小グループで席替えを繰り返しながら議論を深めるワールドカフェ方式を取り入れ、参加者全員で楽しく討議しました。

最初に自己紹介や簡単なゲームを行い、初対面の人同士がコミュニケーションをとりやすい雰囲気をつくりました。その後、「どんな時に人権侵害は起こるのか」、「人権侵害をなくすためにどのような方法が有効だと思うか」というテーマをもとに話し合いを進めました。

参加者からは、「本音で人権について話し合うことができた。」「自分を見せることで相手の方のことを理解でき、自分のことも理解できた。」「自分以外の体験を聞けていろいろ参考になった。」などの声が聞かれました。

これまで自分自身が体験した、あるいは感じた人権侵害、差別のエピソードを掘り起こしてお互いに語り合うことを通して、多様な人権問題を理解し、人権とは何かについて改めて考えるよい機会となりました。



校区推進委員研修会について

毎年10月～11月に堺市内の各区ごとに計7回、人権に関する研修会を実施しています。校区推進委員の皆様をはじめ、多くの一般市民の方に参加していただいています。

※校区推進委員とは…校区推進代表者（校区代表者）

及び校区推進委員は、人権協を構成する一員です。校区推進委員は、校区自治連合会役員・単位自治会長・校区内各種団体委員や、各校区内で人権啓発に熱意のある方々の中から堺市自治連合協議会校区代表者によりご推薦いただいています。

高齢者の人権 (認知症について)

10月22日、西文化会館（ウェスティ）で、「軽度認知障がいと初期認知症 物忘れが始まった時どうすればいいのか?」と題して、「認知症の人と家族の会」大阪府支部の山本 秀樹医師にご講演いただきました。

近年の高齢化の進展により、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の方やその家族への偏見をなくすことや、無理解の解消がますます大事になってきます。「介護者として認知症の人にどのように接してあげると良いのか」また「認知症の進行を遅らせるためにはどうすればよいのか」などを医師であるご自身の経験から語っていただきました。

高齢者に対して家族が、身体機能の低下を理由に厄介者扱いしたり、自尊心を傷つけるような言動をすることはありませんか。また、本人の意思に反して、家事や手伝いをさせないようにしてはいませんか。

加齢とともに身体能力が低下しても、家庭の中で大切な一員として認められることや、日常生活の中でコミュニケーションを大切に、高齢者の自主性を尊重することは、高齢者の尊厳を守るためにも重要なことです。

一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増加しています。ちょっとした声かけや困ったときの近隣での助け合いなど、地域全体で高齢者を支える共助の社会づくりを進めましょう。



ヘイトスピーチを許しません

近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥したりおとしめたり、差別や憎悪をあおったりするデモ等が起きています。

こうした、いわゆるヘイトスピーチと呼ばれる行為は、その対象となった人びとに不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を深く傷つけるだけでなく、人びとに差別意識を生じさせることにつながるものです。

ヘイトスピーチが人権侵害につながる行為であるということを私たちは認識し、決してヘイトスピーチを許さない、という強い気持ちを持つことが重要です。

私たち一人ひとりが人権意識を高め、間違った意識を正し、人権問題を自分の問題として考え行動することでヘイトスピーチを許さない社会を築くことができます。

お互いの文化や習慣などを理解し尊重しあう、誰もが暮らしやすい多文化共生社会を構築し、私たちのまち堺から、人権文化の花を咲かせましょう。



第35回

わたしからの人権メッセージ 入選作品より

月が水を運ぶ

成人(中学校夜間学級三年)

みなさん、「月が水を運ぶ」ってご存知ですか。私は理科の時間に教えてもらうまで知りませんでした。潮の満ち引きは、月の引力によって起きるのです。そのときはそんなものかと聞いていました。私は犬の散歩で每晚、大和川の土手を歩いています。ある日水が逆流しているのを見て、思わずお月様を見上げました。「ああこれや」と実感できたのです。そのときの驚きは忘れられません。水がさかのぼるように、私の人生も少し振り返ってみましょうか。

私は大阪で韓国人の両親のもとに生まれました。自分が韓国人であることは子どもながらにうすうすわかっていたのですが、両親から言われたことはありませんでした。小学校に入って、「朝鮮人は帰れ」と言われ、やっぱり自分は韓国人なんだと思いました。それでもなかには「そんなこと言うな」とかばってくれる子もいたので、小学校はそれなりに楽しかったです。しかし、四年生になる頃には給食代が用意できないほど、家が貧しい状態になりました。毎日のように給食代のことを言われるのが嫌で、とうとう学校には行かなくなりました。とにかく母を助けて、パチンコ屋の裏回りの仕事をさせてもらいました。一日働いて二百円ぐらいになったでしょうか。皆勤賞が欲しくて、熱があっても休まず行きました。他にも鉄くず拾いやレンガのはつりなどいろいろな仕事をしました。周りもそうだったので、苦労とも思いませんでした。言葉もわからず日本に来た母のこ

とを考えれば私の苦労など苦労のうちには入りません。

十九でお見合いをして、二十三の夫と結婚しました。夫も若い盛りで、遊んでは給料を入れてくれないうちもありました。なかなか子どもに恵まれなくて、「外に子どもができれば自分の子として育てなさい」と、姑に言われたこともありましたが、やっとできた最初の子を三日目に亡くしました。そのときほど悲しかったことはありません。その後、娘が生まれ家族の絆が深まりました。子ばんのうな夫、私の体調を気遣ってくれる姑、ささやかな幸せでした。しかし、生活が楽になったわけではないので、店のこと・家のこと・子どものことで手いっぱいでした。そんな忙しい毎日の中、ある日、税務署の職員がやって来て、帳簿を見せてくれと言うのです。小学校もまともに行っておらず、帳簿と呼べるものは頭の中にあるだけでした。「帳簿が見たいなら、頭を二つに割って見てくれ」と言いましたが、そんなことが通用するはずありません。本当に悔しい思いをしました。

六十を過ぎて、やっと余裕もでき、娘に殿馬場中学校夜間学級への入学を勧められました。いまさら、この歳でついていけるのかという気持ちがあり結局七十一まで決心が付きませんでした。

今は勉強が楽しくてなりません。新聞を見ても、ニュースを聞いても、世界と自分がつながっている、そんな気がします。今夜もお月様に見守られながら、勉強しましょうか。



うれしかったリレー 小学校二年

わたしには、〇〇くんという友だちがいます。〇〇くんは、うまれつき足にしょうがいがあります。うちえんの年ちょうさんになったときリレーをすることになりました。先生がリレーのせつめいをして、〇〇くんも一しゅうはしるることになりました。わたしと〇〇くんは、おなじチームでした。リレーをはじめてみると二しゅうくらいのさで、まけてしまいました。なんかいれんしゅうしてもやっぱりまけてしまいます。そのうち同じチームの子たちは「〇〇くんのせいでまけるからちがうチームにいけ。」といいはじめました。わたしは、それをきいて「なにかちがうな。」と思いました。それからなにおかしいか、わたしは、考えました。

わたしもリレーで、かちたい。でも〇〇くんはどんなにがんばってもみんなと同じはやさではしれない。

わたしは何日も考えました。そしておもいつきました。「〇〇くんの分もわたしが早くはしれればいいんだ。」とおもいつきました。それからまい日タ

がたにはしりました。はやくはしれるようにはしるれんしゅうをしました。

〇〇くんのぶんもはしれるようにとおもってれんしゅうをしました。それからみんなとそうだんもして〇〇くんは、みんなのはん分をはしることになりました。

うんどうかいの日になりました。〇〇くんは、いっしょうけんめいはしりました。わたしがはしるときになりました。ぜんぶのパワーをだしきってはしりました。わたしたちのチームは、二ばんでした。いつもは四ばんだったのに、このうんどう会の日にはみんなががんばって、二ばんになれました。みんなが大よろこびしました。〇〇くんも大よろこびしていました。わたしも大よろこびしました。かあちゃんめっちゃくちゃんいてました。みんなも〇〇くんもいっしょうけんめいはしたうんどう会のリレーでした。今もわたしのころにのこっているリレーです。



いじめ

中学校一年

私はいじめにあったことがあります。

とてもおとなしい性格だった私は、周りの輪になかなかはいっていきえずに、休み時間は男子にずっと暴言をはかれたりしていました。最初はずっとがまんをしてたえていましたが、ずっとたえていた私の心はげんかいになって学校を休みがちになりました。親に相談はしませんでした。心配はかけたくなかったから。毎日毎日泣き続けて毎日が不安で不安でしかたありませんでした。どんなに嘆いても叫んでも助けてくれない。とてもつらかったです。

しかし、私はある日いつものように学校から帰ってきてあるまんがをよんでいると、私にそっくりな主人公でした。その主人公もいじめられていて、でも最後にはいじめと立ち向かっていじめをやめさせた正義感あふれる主人公となっていました。

私は思いました。休んでにげてばかりじゃ絶対にいじめはなくならない。いやだったらきちんといいだと言わなきゃ。

次の日、学校へ行ったら男子にからかわれました。正直、不安でしかたなかった。でも勇気をふり

しぼって「やめてよ!もういやだ!」と叫びました。心のどこかがすっと軽くなりました。

その次の日、学校へ行くと今までからかってきた男子が「ごめんなさい。」とあやまってくれました。私はすごくうれしかったです。ほんの少しの勇気と希望をもてば人はかわれるんだって思いました。

それからの私は、少しずつ話しかけたり何ごとにも積極的にとりくみました。そうしたら、自然と友達が増えていきました。

私は、自分もいじめられた体験があるので絶対いじめは許しません。絶対にどんな理由があっても人を苦しめていい理由にはならない。そう強く思います。いじめを見て見ぬふりをしている人もいじめと同じです。私はいじめをやっていたら手をさしのべて救ってあげたい。永遠につづくいじめのループを終わらせたいと思っています。



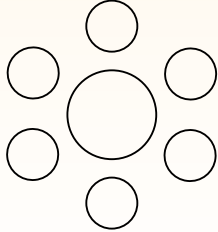
人権クイズ

チャレンジ!どう見えますか?

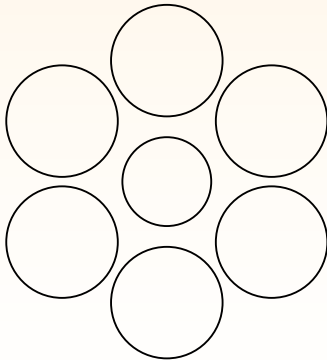
(答えはこのページの下にあります)

Q1. 中心の円はどちらが大きいでしょう?

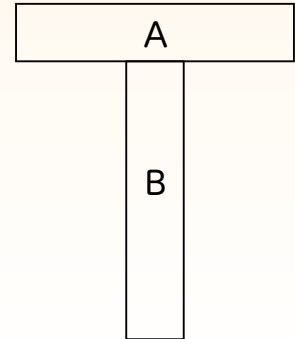
A



B



Q2. 下の長方形は A、B どちらが長いでしょう?



日本国憲法では「すべて国民は、法律の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とうたわれています。

また、同和对策審議会答申が出されてから今年で50年を迎えます。この間、同和問題の早期解決のため様々な取り組みがなされ、劣悪だった住環境は一定改善されたものの、依然として日常生活の中で人権を侵害する差別事象が起こっています。

最近の例では、区役所に「区内に同和地区がありますか。今度そっちに引っ越すが、親が気にしているのて調べたい。」という電話や、「堺市と同和地区を切り離してほしい。」という内容の文

絶対に許さない!

差別は

書が市に届けられたこともありましたが、これらの事象は同和地区を避けようとする「忌避意識」を示すものであり、根深い差別意識がうかがえます。このようなことは断じて許されるものではありません。

私たち一人ひとりが人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、自分の課題としてとらえることにより、人権を尊重し、差別を許さないことを態度や行動で表すことが重要です。

人権クイズ

答え

Q1. A、Bとも同じ大きさ **Q2.** A、Bとも同じ長さ

いかがでしたか? **Q1**ではAの方が大きく見えませんでしたか? **Q2**ではBの方が長く見えませんでしたか?

これらは物事を多面的に見ることの大切さを教えてくれています。「人」とのかかわりの中で、自分の視点や認識、判断はどうか。「思い込み」や「偏見」はないか、常にかえりみる大切が大切です。